

学研労協の科学技術政策への取り組み

(1) 情勢と取り組み

2010年6月に民主党政権は管内閣となり、国家予算における無駄の削減と予算配分の見直し路線を引き継ぎました。行政刷新会議のもとで行われた事業見直しでは事務・事業の見直しに続いて組織・制度の見直しが行われることになっています。独法研究機関や国立大学法人等の研究関連予算や運営予算も例外ではありません。しかしこれらに係わる予算は直接的・短期的な成果が見えにくいのですが将来的には我が国の発展乃至存立を左右する重要な投資であることは明らかであり、この点をより多くの人に判って貰う必要があります。研究開発力強化法に基づく措置として2011年10月までには、最も適切な研究開発法人の在り方について検討すること、となっています。これらを受けて文科省から事務局を出し関係府省副大臣・政務官で構成される「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」において検討が進められ、一方では行革推進本部においては独法見直しが着実に進められてきています。従来より私たちは“自由な発想に基づく基礎的・基盤的研究”の重要性を訴えてきました。これらの研究はその上に更に多くの研究を積み上げることができるという意味であり、必然的に発展性に富み、その故に“役に立つ”研究と言えます。私たちの主張する研究にシフトすることが無駄を省くことに繋がると考えています。

上記情勢の中で2011年3月に起きた東日本大震災は戦後最大の国難とも云われる未曾有の災害をもたらし、多くの人命・財産が失われました。私たち研究機関も多く被災し、研究活動に多大の障害を受け復旧途上で今日に至っています。大震災は国民生活の在り方に多大の変更を迫ったのみならず科学技術の在り方についても大幅な進路変更を迫るものとなりました。防災、エネルギー・環境問題等を考慮して、国民の生命・財産の安全と持続的発展が今日ほど切実に希求されたことはなかったと思います。9月には民主党政権は野田内閣へと変わり、増税、行政刷新路線を掲げています。われわれ研究機関の存在意義が従来にも増して高まっていることを意識しながら行革における独法見直しに対して適切に対応することが求められています。

上記の情勢を踏まえ、学研労協では、下記の活動に取り組みました。

- ・ 独立行政法人見直し問題（独法シンポジウム）
- ・ 震災復興と持続可能な社会を目指して（国立試験研究機関全国交流集会）
- ・ 個人アンケート
- ・ 組織アンケート

（2）独法シンポジウム

3月5日（土）日本教育会館にて～10年を迎えた独立行政法人制度の問題改善を求める～という副題でシンポジウム「独法見直しの視点を問う」が行われた。主催は国公労連＋学研労協＋特殊法人労連であり各団体所属の関連1単組からパネラーを出し、専修大学教授晴山一穂氏がコーディネータで仕切るという構図であった。現在、行政刷新会議、行革推進本部で行われている独法見直しに対しては現場の実態を明らかにする事が先ず第一歩であり、独法制度の問題点発表の場となった。先ず晴山教授の独法制度一般に関わる問題提起に続いて行われた各パネラー発表を以下に簡単に報告する。

国立病院機構労組からの発表：国立病院は、救急患者の受け入れ先、産婦人科、重症心身障害や筋ジストロフィー・神経難病医療、結核・感染症治療、災害医療、僻地医療など市場原理では採算の良くないところを担っている。運営費交付金削減によりこれらの医療事業を縮小し、経営最優先のもうかる医療へとシフトした結果、国時代の財投からの借入金は縮小した。

産総研労組からの発表：研究開発力強化法が有るにもかかわらず運営費交付金・人件費は削減。これにより研究所の基礎体力が奪われ社会の持続的発展に資する為の基礎的・基盤的研究の遂行が困難になっている。同時に研究支援・管理関連部門での業務量が非常に増加した。また一般競争入札は時間と手間とお金の無駄であり、研究現場には特になじまない。

全国公団自治協からの発表：日本住宅公団設立目的は「住宅に困窮する勤労者のために・・・（昭30）」であったが、以後財投を引き受ける事になり政治の都合で謝金が増加した。行政刷新会議の機構賃貸住宅の事業仕分けでは、「高齢者・低所得者向け住宅は自治体または国へ、一般の市場家賃部門の住宅は民間に移行の方向で整理」とされた。

その後会場からの単組となり、どの法人もギリギリのやり繰りで組織を維持している事が報告された（運営費交付金減額の威力をあらためて実感）。晴山先生は法人の統制の在り方として、官僚的統制ではなく国民的（民主的）統制の

考えを紹介されており、開かれた理事会のメンバーとして産業界、学会、労働界等からもメンバーを入れる考えを提案されている。

(3) 第29回全国試験研究機関全国交流集会

国公労連とともに実行委員会を組織して、国立試験研究機関全国交流会を開催(6月17日)した。当日は朝から小雨がぱらついたものの、つくば内外の研究機関から123名の参加があった。集会は学研労協事務局長の川中氏(産総研)により司会進行が行われ、冒頭に学研労協の池長議長が挨拶があった後、立石雅昭新潟大学名誉教授より「東日本大震災と科学者の社会的責任」と題した記念講演をいただいた。その内容は、今回の大地震と原発事故の関係から説き起こし、さらには原発安全神話の背景にある産官学の癒着を鋭くえぐるものであった。また、日々進展する研究成果(新知見)が学会でオーソライズされていないという理由で安全性論議に取り入れられなかったこと(例えば貞観津波の知見)の不当性を訴えられた。次いで原研労組・岩井委員長から「福島原発事故の現状について」と題した特別報告が行われた。専門家の立場からの原発事故の詳細且つ克明な分析と今後の対策について話され、これまでテレビに登場したいかなる解説者より切れが良かった。同氏としては、原研は今後は他をおいても福島対応すべきであるとのお考えで、個人的にも説明を求められれば空いている限り対応しているとのことであった。引き続いて国公労連の瀬谷行革対策部長から、情勢・貴重報告として今回の大震災を踏まえた上での独立行政法人を取り巻く情勢が報告された。

午後からは、上記二講師に加え、石川(産総研)、島田(防災研)、菅(地理院)、森濱(土木研)、間島(海安研)、石田(物材)、の各研究機関からの1名ずつの参加でパネルディスカッション「震災復興と持続可能な社会を目指して—国立研究機関の社会的役割を考える—」が行われた。産総研石川氏による地震と津波の懇切な解説にはじまり、各パネリストによる防災、地殻変動、橋梁、物資輸送等の専門の立場からの発表とディスカッションの後、今回の個人アンケート結果について報告・分析が行われた。

最後に、集会アピールが読み上げられて閉会となった。この国研集会で交わされた議論を元に要求をまとめて、次項に示す内閣府への申し入れを行った。

(4) 文部科学省、総合科学技術会議への申し入れ

(4-1) 内閣府科学技術政策・基本政策担当との懇談

11月15日(月)、「科学技術に関する基本政策について」のパブリックコメントが終了し17日の総合科学技術会議でとりまとめられる前に説明を受けるとともに、第28回国研集会でとりまとめた「科学技術政策立案と研究機関の見直しに関する要請書」を提出し意見交換を行った。国公労連との共同申し入れであり学研労協からは池長議長と川中事務局長が参加した。内閣府からは参事官補佐石田氏、主査篠原氏が対応した。要請書の説明の後、池長議長が国研集会和要請書作成の経緯と「科学技術に関する基本政策について」に盛り込まれている内容についての意見・質問を行い、川中事務局長が産総研での事例を中心に補足質問・意見を行った。その意見・質問のポイントは、

1. 「基本認識」として示されている「日本の危機」＝「科学技術においても、将来的に我が国の存在感の低下が懸念される」という危機認識については労働組合も同様であること。
2. その上で、「推進」、「強化」の具体化について、どのような想定をされているのか問いたい。【「強化」は行政的には「予算拡充」を意味するが、「基本政策」で謳われている二つのイノベーションを推進し、基礎的研究と人材育成の強化をするには、どのような予算拡充が考えられるのか。あるいは「重点化」なのか。】
3. 「研究拠点」として、筑波研究学園都市は概成してから30年経過して、一斉に老朽化が進んでいる。研究学園都市としての機能強化についての、考えはどうか。
4. 研究人材育成について、「ミドルエイジ・クライシス」が生じている。今後の人材についてだけでなく、今問題になっている若手から中堅層に移行する世代の人材育成はどう考えるか。
5. 「国立研究開発機関」構想の推進を謳っているが、産業省庁とり合義は進んでいるのか。

参事官補佐からは、パブコメには約千件の意見が寄せられた、とし

1. 研究関連予算は他の予算に比べて減っていないと言う認識があるが、研究をする人員は増えていて、非正規化している実態にあることは認識している。
2. 限られた予算の中で、やはり「選択と集中」で重点化していかなければならないと考えている。
3. 総科としては、その方向として、グリーンイノベーションとライフイノベーションを示すと同時に基礎研究の強化も謳っている所であるが、どのようにすればそれが具体化するかについては、我々も頭を悩ませている所であり、枠組みの考え方を提起するに留まっている。

4. 国立研究開発機関構想については、文科省との共同で整理しているところで、これに各省庁も関わっているが、実際の対応については省庁間の「縦割り」の扱いになるだろう。

5. 総科は予算権限がないので、具体的な取扱いの調整まではできないと考えている。

等の、率直な意見が示されました。最後に今後、より具体化が進む節目での意見交換をされるよう要請し、行動を終えました。

(4-2) 文部科学省科学技術・学術政策局政策課との懇談

1月19日(水)、文科省の科学技術・学術政策局政策課の山田課長補佐+1名との意見交換会を行いました。当方は国公労連+学研労協の計7人で、学研労協から池長議長、石田・岩坪両副議長と川中事務局長が参加しました。話し合いのテーマは、“研究開発を担う独立行政法人の制度見直し”に関して特に文科省を事務局とする「研究開発を担う法人の機能強化検討チーム」(以下「機能強化検討チーム」)の動きについては直接話を聞く機会となりました。

背景として、諸外国が研究開発システムの改革に力を注ぐ中、我が国も研究開発力の強化および効率アップを図るために研究開発力強化法が成立し(H20)そのなかで3年以内に「最も適切な研究開発法人の在り方についても検討すること」とされました。これに関して機能強化検討チームは議論を進めており、その中では「国立研究開発機関(仮称)制度」が提案されています。一方で内閣府総合科学技術会議では当初この名称を第4期科学技術基本政策検討作業には用いていたのですが答申においては「{独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針}を踏まえつつ...国の研究機関に関する新たな制度を創設」となりました(H22)。
{ }は行政刷新、事業見直し等の行革の流れの中で閣議決定されたものであり、行革推進本部事務局は「国立研究機関制度」は文科省レベルの私案であり、研究法人の制度見直しに当たっても独法全体の見直しの中に位置づけられ我々が設計していく事になる、と述べています(国公労連速報No.2465)。以上の状況を受けて今回の意見交換となったわけです。

今回は“研究開発を担う独立行政法人の制度見直し”を中心に意見交換が行われました。「労」は国公労連+学研労協、「文」は文科省)。

労：機能強化検討チームのとりまとめが行われていないのに通常国会に通則法がだせるのか。現在の作業はどうなっているのか。

文：とりまとめは現在調整中でありこれと法案作成を並行してでもぎりぎりまで諦めずに努力する。国会の状況から提出法案数を絞れとは言われているが最後までタイミングは探る。

労：行革推進本部事務局は「国立研究開発機関制度」は文科省レベルの私案にすぎず云々と言っており、第4期科学技術基本計画案でも同制度名が抜け落ちたがこれらについてどう考えたらよいのか。

文：行革推進本部事務局の考えは先方の案と認識している。元々我々は研究開発力強化法に基づいて行革とは独立に検討しており、当方としては今までの独法では無理なので別の制度にと言う事。これまでの機能強化検討チームの議論は行革推進本部の作業でも生かされるものと考えていて「国立研究開発機関制度」の名称にこだわるつもりはない。閣議決定の後法案提出となるわけでそう考えると内閣府提案ということで調整して行く方が良いかも知れない。査定官庁（総務省）、制度官庁（財務省）との調整がなかなかで。

労：独法化は失敗だったと思う、ここで是非変えて欲しい。

文：我々も向いている方向は同じ、また機会があれば。

先ず国公労連に集合し情勢分析を行って後、文科省に移動し懇談となったのですが先方の話は池長学研労協議長の事前分析と乖離するところはありませんでした。話し合い自体は机をくっつけて面と向かって行われ懇切丁寧にお話しをいただきましたが、どうも法案提出は難しそうな印象を受けました。

(4-3) 独法問題で財務省、行革推進室交渉

8月11日（木）、国公労連と学研労協は行政改革推進室交渉を実施し、学研労協、特殊法人労連、国公労連の3労組でとりくんだ独立行政法人等の制度改善にあたっての団体署名850団体分を提出しました。計13名の参加者のうち学研労協からは川中事務局長、岩崎副議長、中嶋環境権労組委員長の3名でした。これに対し、行政改革推進室からは、松村次長を筆頭に4名が対応しました。

2010年12月に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に基づいてすすめられている独立行政法人制度・組織の見直しにかかわって、①見直しにあたっては、国民生活の安定等に資するようにすること。②労働者の雇用に配慮するとともに、当該労働組合との交渉・協議を尽くすことの2点について追及しました。

1点目については、昨年12月に閣議決定された独立行政法人の抜本的な見直

しの基本方針にもとづき、我々も同様の視点で検討作業を行っているところだ。この検討作業の中で、さらに独立行政法人の効率性を高め、より高度なサービスを国民に提供できるよう考えている。

2点目についても、基本方針の中で「独立行政法人の抜本的な見直しに当たって、独立行政法人の雇用問題に配慮する」と明記されており、我々もそれに沿ってきちんと雇用問題に配慮しながら検討をすすめていきたいと考えている。

最後に、引き続き協議・交渉を行うことを要請して終了しました。